FDK

証券コード：6955

第89回

定時株主総会のご案内

開催情報

日時

2018年6月27日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区港南一丁目６番41号
品川クリスタルスクエア２階
フクラシア品川クリスタルスクエア
ホールA

決議事項

第１号議案 株式併合の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件
第４号議案 監査等委員である取締役２名選任の件

FDK株式会社

証券コード　6955
2018年６月５日

株　主　各　位

東京都港区港南一丁目６番41号
FDK株式会社
代表取締役社長　大　橋　洋　一

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年６月26日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　2018年６月27日（水曜日）午前10時

2. 場　所　東京都港区港南一丁目６番41号
品川クリスタルスクエア２階　フクラシア品川クリスタルスクエア　ホールA
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項
1. 第89期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　株式併合の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

（なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は別添の「第89期 報告書」（２頁から31頁まで）に記載のとおりであります。）

以　上

お願い　当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

お知らせ　事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html）に、修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時　2018年６月27日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

場所　東京都港区港南一丁目６番41号
品川クリスタルスクエア２階　フクラシア品川クリスタルスクエア　ホールA
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書用紙の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2018年６月26日（火曜日）午後５時30分到着分まで**

議決権行使書用紙の記入方法

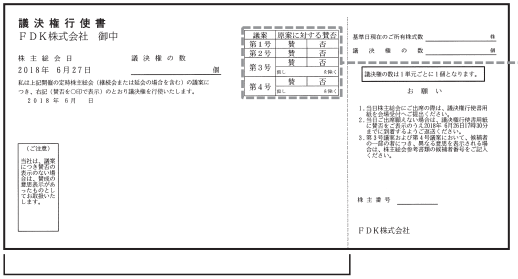
議決権行使書
ＦＤＫ株式会社　御中

株主総会日　2018年 6月27日
議決権の数　　個

私は上記期限の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
2018年 6月 日

（ご注意）
当方は、議案に賛否のご表示のない場合は、替成の意思表示があったものとさせていただきます。

議案	賛成	反対
第１号	賛	否
第２号	賛	否
第３号	賛	否
	候補者	候補者
第４号	賛	否
	候補者	候補者

基準日現在のご所有株式数　　株
議決権の数　　個

議決権の数は１単元ごとに１個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 当日ご出席頂けない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、6月26日(火曜日)午後5時までに当社に到着するよう郵送願います。
3. 第３号議案および第４号議案において、候補者が一部の者には、賛成と表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

株主番号

ＦＤＫ株式会社

こちらを切り取って投函ください。

こちらに、各議案の賛否を表示ください。

第３号・４号議案	
全員賛成の場合	▶「賛」の欄に○印
全員否認する場合	▶「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合	▶「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しており、その移行期限は2018年10月１日までとされております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、売買単位である単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするため、株式の併合を行なうものであります。

２．併合の割合

当社普通株式について、10株を１株の割合をもって併合いたします。なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにもとづき、すべての端数を当社が一括して売却し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

2018年10月１日（月曜日）

４．効力発生日における発行可能株式総数

51,000,000株

５．併合内容とその影響について

2018年10月１日をもちまして、2018年９月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を１株の割合をもって併合いたします。株式併合により、発行済株式総数は10分の１に減少することとなりますが、実施前後での当社の純資産などは変動いたしませんので、１株当たりの純資産額は10倍となります。このため株式市況など他の変動要因を除き、株主様がご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

６．その他

本議案に係る株式併合は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
なお、その他手続き上の必要事項につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第８条に規定する単元株式数の変更を行なうものであります。また、現行定款第６条に規定する発行可能株式総数を5,100万株とする旨の変更を行ないます。

なお、これらの変更の効力は、第１号議案「株式併合の件」が承認可決され、その効力が発生することを条件といたします。また、これらの変更の効力が第１号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日付で生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除するものであります。

②　当社は優先株式を現在発行しておらず、また現時点においても発行する予定がないことから、現行定款第６条、第８条および第２章の２で定める優先株式に関する文言ならびに規定の削除を行なうものであります。

③　その他上記条文の削除に伴なう条数の変更を行なうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、５億4,000万株とし、このうち５億1,000万株は普通株式、3,000万株は優先株式とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,100万株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
第２章の２　優先株式 （優先配当金） 第11条　①　当会社は、第42条にもとづく剰余金の配当を行なうときは、優先株式を有する株主（以下本章において「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下本章において「優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下本章において「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下本章において「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、１株につき年12円を限度として優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下本章において「優先配当金」という。）を行なう。	＜削除＞

現行定款	変更案
②　当会社は、優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当は行なわない。 ③　ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行なう剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ④　優先株主または優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて配当は行なわない。	＜削除＞
（残余財産の分配） 第12条 ① 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、１株につき400円を支払う。 ②　優先株主または優先登録株式質権者に対して前項のほか、残余財産の分配は行なわない。	＜削除＞
（議決権） 第13条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	＜削除＞
（買受および消却） 第14条 当会社は、いつでも法令に従って優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却することができる。	＜削除＞
（償還請求権） 第15条 優先株主または優先登録株式質権者は、発行に際して取締役会の決議で定める償還を請求し得べき期間（以下「償還請求期間」という。）において、当該請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の２分の１の額を限度として、その保有する優先株式の一部または全部の償還を請求することができる。当会社は、償還請求期間満了の日から１ヶ月以内に償還手続を終了させるものとし、償還の対価として優先株式１株につき発行価額相当額を支払うものとする。なお、償還請求の総額が、上記の償還のための限度額を超える場合は、各償還請求額の割合に応じ、これを償還する。	＜削除＞

現行定款	変更案
（転換予約権） 第16条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）において、当該決議で定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求することができる。	＜削除＞
（普通株式への一斉転換） 第17条 転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式の１株の発行価額相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、優先株式の１株の発行価額相当額を当該上限転換価額で、当該決議で定める下限転換価額を下回るときは、優先株式の１株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出に当たって、１株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める１株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取扱う。	＜削除＞
（新株引受権等） 第18条 ① 当会社は、優先株式につき株式の併合または分割は行なわない。 ② 当会社は、優先株主に対して、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。	＜削除＞
第19条～第39条 ＜条文省略＞ 附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １． ２． ＜条文省略＞ ＜新設＞	第11条～第31条 ＜現行どおり＞ 附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １． ２． ＜現行どおり＞ （定款一部変更の効力発生日） 当会社第89回定時株主総会の第１号議案に係る株式の併合の効力が発生する2018年10月１日までは、第６条において定める当会社の発行可能株式総数は「５億1,000万株」とし、また第８条において定める当会社の株式の単元株式数は「1,000株」とする。なお、本附則は、当該株式の併合の効力発生日をもって削除されるものとする。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）４名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項がない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位、担当	取締役会出席回数
1 再任	おおはし 大橋　よういち 洋一（満58歳）	代表取締役社長 営業本部長	100% （10回／10回）
2 再任	かわさき 川﨑　けんじ 健司（満63歳）	取締役　執行役員副社長 コーポレート本部長	100% （13回／13回）
3 新任	むらしま 村嶋　じゅんいち 純一（満68歳）	—	—
4 新任	ゆあさ 湯浅　かずお 一生（満56歳）	—	—

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

1

おおはし　よういち

大橋　洋一

（1959年８月27日生　満58歳）

再任

所有する当社の株式数

3,000株

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

略歴、地位

1982年４月　富士通株式会社入社
2001年11月　同社通信事業推進本部生産管理統括部第一オペレーション部長
2002年６月　同社プラットフォーム事業推進本部事業企画部計画部長
2004年６月　同社プロダクト事業推進本部ネットワークプロダクトオペレーション部長
2009年４月　同社サプライチェーンマネジメント本部長代理
2013年５月　同社モバイルフォン事業本部長代理　兼　サプライチェーンマネジメント本部長代理
2014年４月　同社サプライチェーンマネジメント本部長
2017年４月　当社顧問
2017年６月　当社代表取締役社長　現在に至る
　　当社執行役員社長　現在に至る
2018年３月　当社営業本部長　現在に至る

当社における担当

営業本部長

重要な兼職の状況

なし

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

大橋洋一氏は、2017年に当社代表取締役社長に就任し、当社グループの持続的な成長のため、業務執行に努めております。また、富士通株式会社での豊富なビジネス経験を通じて培われた広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくため、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 川﨑（かわさき） 健司（けんじ）

（1955年３月28日生 満63歳）

再任

所有する当社の株式数

25,210株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

略歴、地位

1981年11月　当社入社
2002年10月　当社経営企画統括部財務経理部長
2005年４月　当社執行役員
　　当社企画戦略室長
2008年４月　当社コーポレート本部長
2008年６月　当社取締役　現在に至る
　　当社執行役員常務
2010年６月　当社事業本部長
2011年６月　当社電池事業本部長
2014年６月　XIAMEN FDK CORPORATION董事長　現在に至る
2016年９月　当社電池事業本部長 兼 LIC事業推進室長
2017年４月　当社執行役員専務
2018年３月　当社執行役員副社長　現在に至る
　　当社コーポレート本部長　現在に至る
　　当社コーポレート本部ビジネス推進統括部長

当社における担当

コーポレート本部長

重要な兼職の状況

XIAMEN FDK CORPORATION董事長

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

川﨑健司氏は、これまでの財務経理部門、事務部門ならびに事業部門での経験を通じて培われた広い見識を有しており、また、当社子会社の代表者として会社経営に携わっており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくため、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

村嶋　純一（むらしま　じゅんいち）

（1950年２月２日生　満68歳）

新任

所有する当社の株式数

０株

取締役会への出席状況

－％（－回/－回）

略歴、地位

1973年４月　富士通株式会社入社
2003年９月　同社プロダクト事業推進本部長
2004年６月　同社経営執行役
2006年６月　同社経営執行役常務
2008年６月　同社経営執行役上席常務
　　株式会社富士通ゼネラル取締役
　　当社社外取締役
2010年４月　株式会社富士通ゼネラル取締役経営執行役副社長
2011年４月　同社代表取締役社長経営執行役社長
2015年６月　同社代表取締役会長　現在に至る

当社における担当

なし

重要な兼職の状況

株式会社富士通ゼネラル代表取締役会長

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

村嶋純一氏は、富士通株式会社での役員および株式会社富士通ゼネラルでの代表者としての経験を通じて培われた広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。

（注）１．村嶋純一氏の略歴における富士通株式会社の「経営執行役」につきましては、同社において2009年６月付で「執行役員」に呼称変更しております。
２．村嶋純一氏は2008年６月27日から2010年６月29日までの間、当社の社外取締役でありました。
３．村嶋純一氏は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者であります。
４．当社は、村嶋純一氏の選任が承認された場合には、同氏と会社法第423条第１項で定める責任について、金５百万円と法令が定める額とのいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結する予定であります。
５．株式会社富士通ゼネラルは当社親会社である富士通株式会社の関連会社であり、当社と同社は営業上の取引関係がございます。

候補者番号

4 湯浅（ゆあさ） 一生（かずお）

（1961年７月17日生 満56歳）

新任

所有する当社の株式数

０株

取締役会への出席状況

－％（－回/－回）

略歴、地位

1984年４月　富士通株式会社入社
2004年４月　Fujitsu Computer Systems, Inc.バイスプレジデント
2005年６月　富士通株式会社財務経理部IFRS推進室主席部長
2006年12月　同社財務経理部IFRS推進室長
2013年５月　同社財務経理本部財務部長
2014年４月　同社常務理事
財務経理本部副本部長（財務担当）
2017年４月　同社執行役員
グローバルコーポレート部門財務経理本部長
兼 デバイスソリューション室長 兼 事業戦略統括部担当
2018年４月　同社執行役員常務　現在に至る
グローバルコーポレート部門事業開発室、デバイスソリューション室、財務経理本部担当　現在に至る

当社における担当

なし

重要な兼職の状況

富士通株式会社執行役員常務

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

湯浅一生氏は、富士通株式会社における執行役員ならびに財務経理部門での経験を通じて培われた広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくため、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。

（注）当社は、湯浅一生氏の選任が承認された場合には、同氏と会社法第423条第１項で定める責任について、金５百万円と法令が定める額とのいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役望月道正氏は、本総会終結の時をもって辞任され、１名が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位、担当	監査等委員である取締役在任年数	取締役会出席回数
1 新任	木下（きのした） 高志（たかし）（満59歳）	取締役（監査等委員である取締役を除く）	―	100％（10回／10回）
2 再任	神谷（かみや） 和彦（かずひこ）（満70歳）	監査等委員である取締役	２年	100％（13回／13回）

（注）１．監査等委員である取締役各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．木下高志氏の取締役会出席回数は取締役（監査等委員である取締役を除く）在任時のものであります。

候補者番号

1

きのした　たかし
木下　高志

（1959年３月８日生　満59歳）

新任

所有する当社の株式数
1,000株

取締役会への出席状況
100%（10回／10回）

監査等委員である取締役在任年数
－年（本総会終結時）

略歴、地位

1983年４月　当社入社
2003年５月　FDK AMERICA, INC.ゼネラルマネージャー
2007年４月　当社企画戦略室事業企画グループリーダー
2012年４月　当社企画戦略室長
2016年４月　当社経営企画室長
2017年６月　当社取締役 現在に至る
2018年３月　当社コーポレート本部ビジネス推進統括部経営企画室長

当社における担当

なし

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

木下高志氏は、これまでの海外ビジネス経験、事務部門ならびに当社取締役としての経験を通じて培われた広い見識を有しており、その経験と見識を当社経営の監督、監査に反映していただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）木下高志氏の取締役会出席回数は取締役（監査等委員である取締役を除く）在任時のものであります。

候補者番号

2 神谷（かみや） 和彦（かずひこ）

（1947年８月28日生 満70歳）

再任

所有する当社の株式数
０株

取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

監査等委員である社外取締役在任年数
２年（本総会終結時）

略歴、地位

1972年11月　昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
1977年３月　公認会計士登録
1995年５月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員
2010年７月　神谷和彦公認会計士事務所開設　現在に至る
2011年５月　わらべや日洋ホールディングス株式会社社外監査役　現在に至る
2013年６月　株式会社ISホールディングス社外監査役　現在に至る
2015年６月　戸田建設株式会社社外監査役　現在に至る
2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）　現在に至る
2016年11月　株式会社ストライク社外取締役　現在に至る

当社における担当

なし

重要な兼職の状況

わらべや日洋ホールディングス株式会社社外監査役
株式会社ISホールディングス社外監査役
戸田建設株式会社社外監査役
株式会社ストライク社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

神谷和彦氏は、過去に社外監査役および社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、その経験と見識を当社経営の監督、監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．神谷和彦氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
２．当社は、神谷和彦氏と監査等委員である取締役就任時に会社法第423条第１項で定める責任について、金５百万円と法令が定める額とのいずれか高い方を限度として責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。
３．当社は、神谷和彦氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行なっております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

株主総会会場ご案内図

開催日時

2018年6月27日(水曜日)午前10時
(受付開始時刻　午前9時)

開催場所

〒108-0075
東京都港区港南一丁目6番41号

品川クリスタルスクエア
2階
フクラシア品川
クリスタルスクエア
ホールA

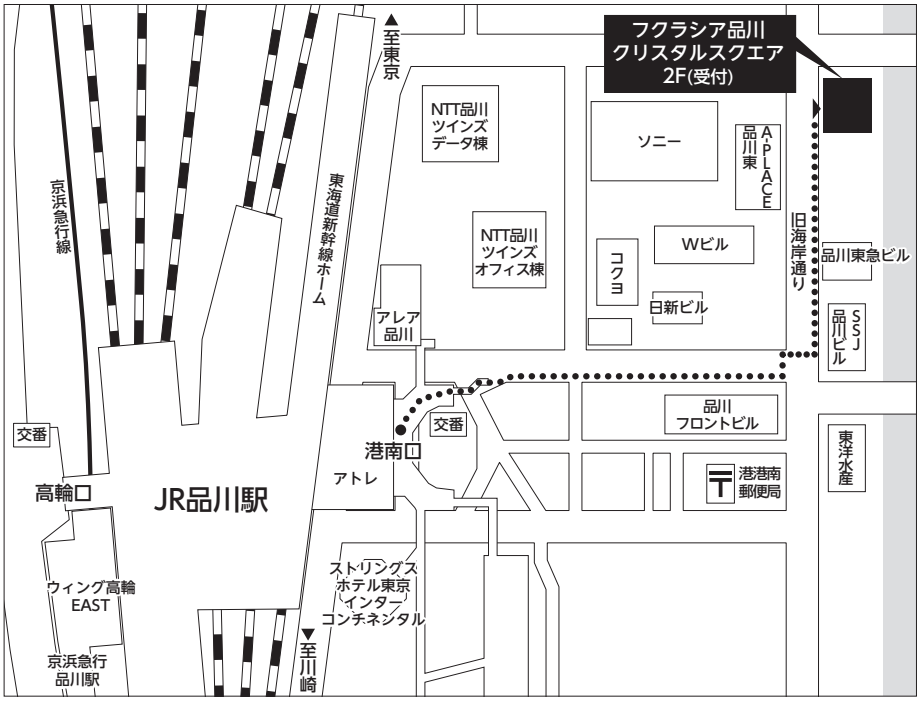

会場まで

- JR品川駅港南口から徒歩12分
- 京浜急行品川駅から徒歩15分

FDK株式会社

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

VEGETABLE OIL INK